

育児休業手当金変更請求書

※ 決定額 円

組合員証	記号	○ ○ ○	組合員	氏名	共済 花子			所 属	〇〇市		
	番号	○ ○ ○									
変	育児休業の初日	平成 27 年 10 月 16 日			変	育児休業の初日	平成 27 年 10 月 16 日				
	育児休業の末日	平成 28 年 6 月 30 日				育児休業の末日	平成 28 年 9 月 30 日				
更	育児休業手当金の請求期間	平成 27 年 10 月 16 日から平成 28 年 6 月 30 日まで			更	育児休業手当金の請求期間	平成 27 年 10 月 16 日から平成 28 年 8 月 19 日まで				
	手当金の給付日数	185 日 (ア) + (イ)				手当金の給付日数	221 日				
後	手当金の請求額	1,454,517 円 (D)			前	手当金の請求額	1,683,657 円				
	同一の子に係る配偶者の育児休業取得	有 [平成 年 月 日から平成 年 月 日まで]・ 無				同一の子に係る配偶者の育児休業取得	有 [平成 年 月 日から平成 年 月 日まで]・ 無				
育児休業期間が通算して180日に達する日		平成 28 年 4 月 12 日			標準報酬月額	第 17 級 280,000 円					
各月休業日数	給付率 67/100 の期間	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	月計 (ア)		
		11日	21日	23日	21日	21日	23日	8日	日 128日		
	給付率 50/100 の期間	4月	5月	6月	月	月	月	月	月		
		13日	22日	22日	日	日	日	日	日		
		月	月	月	月	月	月	月計 (イ)			
		日	日	日	日	日	日	日 57日			

上記のとおり請求します。

愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○〇市○町○丁目○-○

請求者 氏名 共済 花子 印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

職名 ○〇市長

所属所長 氏名 ○〇 ○〇 印

※印欄は、記入しないでください。 印

所属機関の長又は給与事務担当者の証明

平成 27 年 10 月 16 日 ~ 平成 28 年 6 月 30 日 0 割 0 円

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 割 円

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 割 円

育児休業の期間に係る報酬の支払いについて、上記のとおり証明します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

所属機関の長 職氏名 ○〇市長 ○〇 ○〇

(証明者) 又は

給与事務担当者 職氏名 ○〇課○○○ ○〇 ○〇 印

育児休業手当金計算書

1 標準報酬日額

$$\frac{280,000 \text{ 円}}{\text{(標準報酬月額)}} \times 1 / 22 = \frac{12,730 \text{ 円}}{\text{(10円未満四捨五入)}} \dots (A)$$

2 育児休業手当金の日額

① 給付率 67/100 (給付上限相当額 13,662円)

$$(A) \times 67 / 100 = \frac{8,529 \text{ 円}}{\text{(円未満切捨て)}} \dots (B)$$

② 給付率 50/100 (給付上限相当額 10,165円)

$$(A) \times 50 / 100 = \frac{6,365 \text{ 円}}{\text{(円未満切捨て)}} \dots (C)$$

3 育児休業手当金給付額

$$[(B) \times (ア)] + [(C) \times (イ)] = 1,454,517 \text{ 円} \dots (D)$$

- (29.8)
- 1 必要事項を記載し、所属所長、所属機関の長又は給与事務担当者の証明を受けたうえ提出してください。
 - 2 毎月、月初に育児休業実績証明書を提出してください。
 - 3 育児休業期間の変更及び組合員資格の喪失などの場合に提出してください。
 - 4 変更前又は変更後の育児休業終了日が、育児休業手当金請求期間内であるときに提出してください。
 - 5 給付上限相当額は、雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額の変更に伴い変更されます。
 - 6 手当金の請求期間が1歳以降1歳2か月未満の期間も含む場合は、組合員の配偶者であることを確認できる書類及び配偶者の育児休業の取得を確認できる書類を提出してください。
 - 7 平成26年4月1日以降に育児休業を開始した組合員に係る育児休業手当金の給付率は、育児休業期間が通算して180日に達するまでは67/100となり、それ以後は50/100となります。
 - 8 報酬とは、給料及び各市町の給与条例等で定められている諸手当(期末・勤勉手当を除く)をいいます。